

外国語指導助手（ALT）の配置に対する財政措置の充実などを求める意見書

生きた外国語に触れる機会をふやすため、日本人教員を補助して授業にあたる外国語指導助手（ALT）の活用が文部科学省などによって推進され、主に国の交付税措置がある外国青年招致事業（JETプログラム）の活用や自治体の直接雇用、民間事業者への委託などが全国の自治体で進められている。

この春、札幌市立小学校の全201校、市立中学校の8割近い73校でALTの配置を予定していたが、必要な人員を確保することができず、その配置が7月に大きくずれ込み授業に支障を来す結果となった。原因は、業務委託先の民間事業者が必要なALT65人を確保することができなかったことによる契約解除で、このような事態を繰り返すことは許されないことである。

2011年度から小学校で新学習指導要領が全面实施され、5年生と6年生で「外国語活動」の必修化が始まり、「生の英語」に触れる機会をふやすことが推し進められ、ネイティブ・スピーカーであるALTの役割は増大しているが、その確保は各自治体任せになっているのが現状である。

札幌市を含む多くの市町村では、ALTとなる外国人青年の住居など、日常生活の世話にかかる職員の労力や時間が大きいこと、また、地方交付税措置の対象とならないために十分な予算措置が行えず、その活用を民間事業者に業務委託しているのが現状である。その結果、学校の担当教員からの指導や授業の打合せは違法とされ、互いに協力して授業を進めるティーム・ティーチングが機能せず、教育本来のあり方としてふさわしくない事態を招いている。

この点で、「外国語指導助手の請負契約による活用について（通知）」（21初国教第65号）が文部科学省初等中等教育局国際教育課長名で出されているが、上記のとおり、その趣旨が生かされているとはいえない状況が広く残されている。同時に、民間事業者には雇用されているALTの労働環境は、JETプログラムと比べても極端な低賃金で社会保険にも未加入など劣悪となっている。

中学校や高校では、会話能力の向上などでALTの役割はますます高まっており、また、中教審が次期学習指導要領に小学校5年生からの英語の教科化や外国語活動の開始を3年生に前倒しすることを盛り込む方針を打ち出すなど、英語を教える専門教員の必要は一層増大することが見込まれる。国の財政措置がJETプログラムのみに限られていては、その需要を満たせない状況になっている。

以上の理由から、次の事項について強く要望する。

記

- 1 自治体がJETプログラム以外の外国語指導助手（ALT）を配置した場合、地方交付税を含む財政支援を行うこと。
- 2 ALTが学校の担当教員の指導のもと、互いに協力して授業を進めるティーム・ティーチングがふさわしく機能できるよう、民間事業者への業務委託契約については是正するよう指導を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年10月7日

岩見沢市議会